

平成27年度当初予算 ＜参考資料＞

1. 一般会計予算のフレーム
2. 一般会計歳入歳出予算（円グラフ）
3. 県税当初予算対比表
4. 財政調整等三基金及び県債残高の推移
5. 新規事業について
6. 使用料・手数料の改定について

一般会計予算のフレーム

(単位：億円、%)

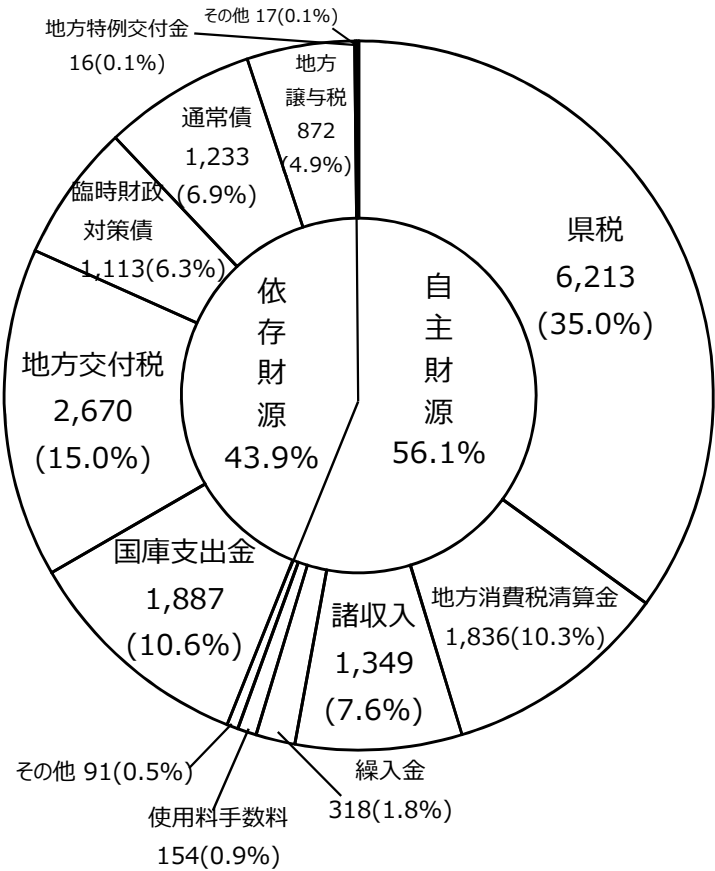
区 分		27年度 当初予算 A	26年度 当初予算 B	比 較	
				増 減 A-B	伸 率 A/B
歳 出	人件費	4,922	4,893	29	100.6
	給与費	4,444	4,434	10	100.2
	退職手当	478	459	19	104.2
	社会保障費	3,084	2,953	131	104.5
	公債費	2,156	2,125	31	101.4
	補助事業費	864	1,015	△ 151	85.2
	単独事業費	853	890	△ 37	95.8
	小 計	1,717	1,905	△ 188	90.1
	直轄事業負担金	171	167	4	102.0
	合 計	1,888	2,072	△ 184	91.1
	保育所緊急整備費 [*] 除く	1,793	1,903	△ 110	94.2
	災害復旧費	18	33	△ 15	53.7
	行政施策費	2,448	2,449	△ 1	100.0
	市町村交付金等	3,069	1,936	1,133	158.5
	その他	185	257	△ 72	72.1
計	17,770	16,718	1,052	106.3	
歳 入	県税等	8,049	6,397	1,652	125.8
	県税	6,213	5,287	926	117.5
	地方消費税清算金	1,836	1,110	726	165.4
	地方譲与税等	888	911	△ 23	97.4
	地方交付税等	3,783	4,085	△ 302	92.6
	地方交付税	2,670	2,722	△ 52	98.1
	臨時財政対策債	1,113	1,363	△ 250	81.7
	国庫支出金	1,887	2,037	△ 150	92.6
	県債（臨財債除く）	1,233	1,139	94	108.3
	財政調整基金等三基金繰入金	40	46	△ 6	87.0
	その他	1,890	2,103	△ 213	89.9
計	17,770	16,718	1,052	106.3	

※ 市町村が実施する保育所緊急整備は、国が直接補助する方式に変更されたため、県の事業費が大きく減少（△74億円）

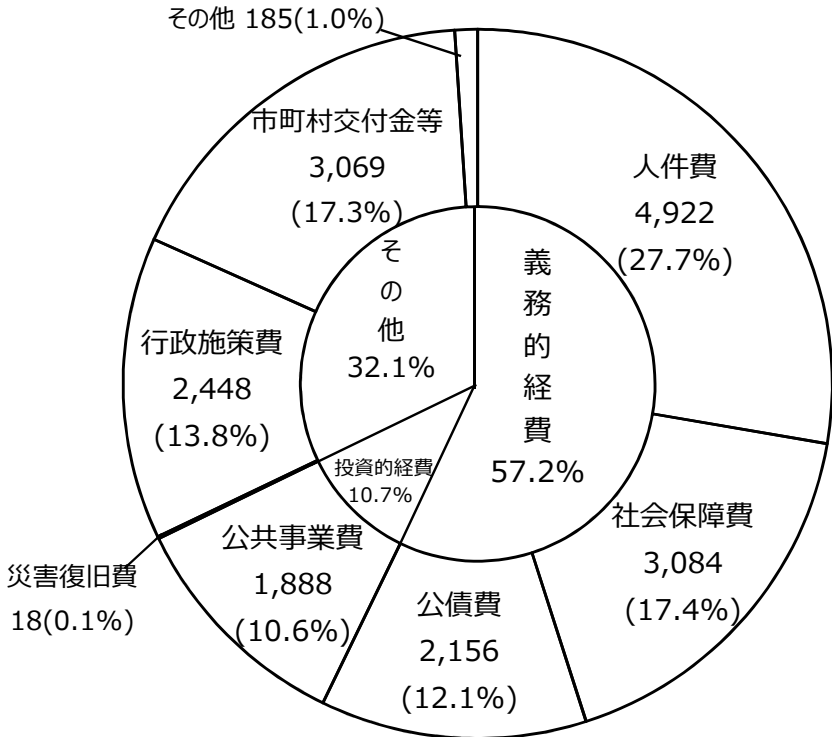
平成27年度一般会計当初予算

総額 1兆7,770億円

歳入



歳出



<単位：億円 ()は構成比で%>

※計数は端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

平成27年6月8日

担当課	税務課
内線	2283
直通	092-643-3063
担当	豊坂

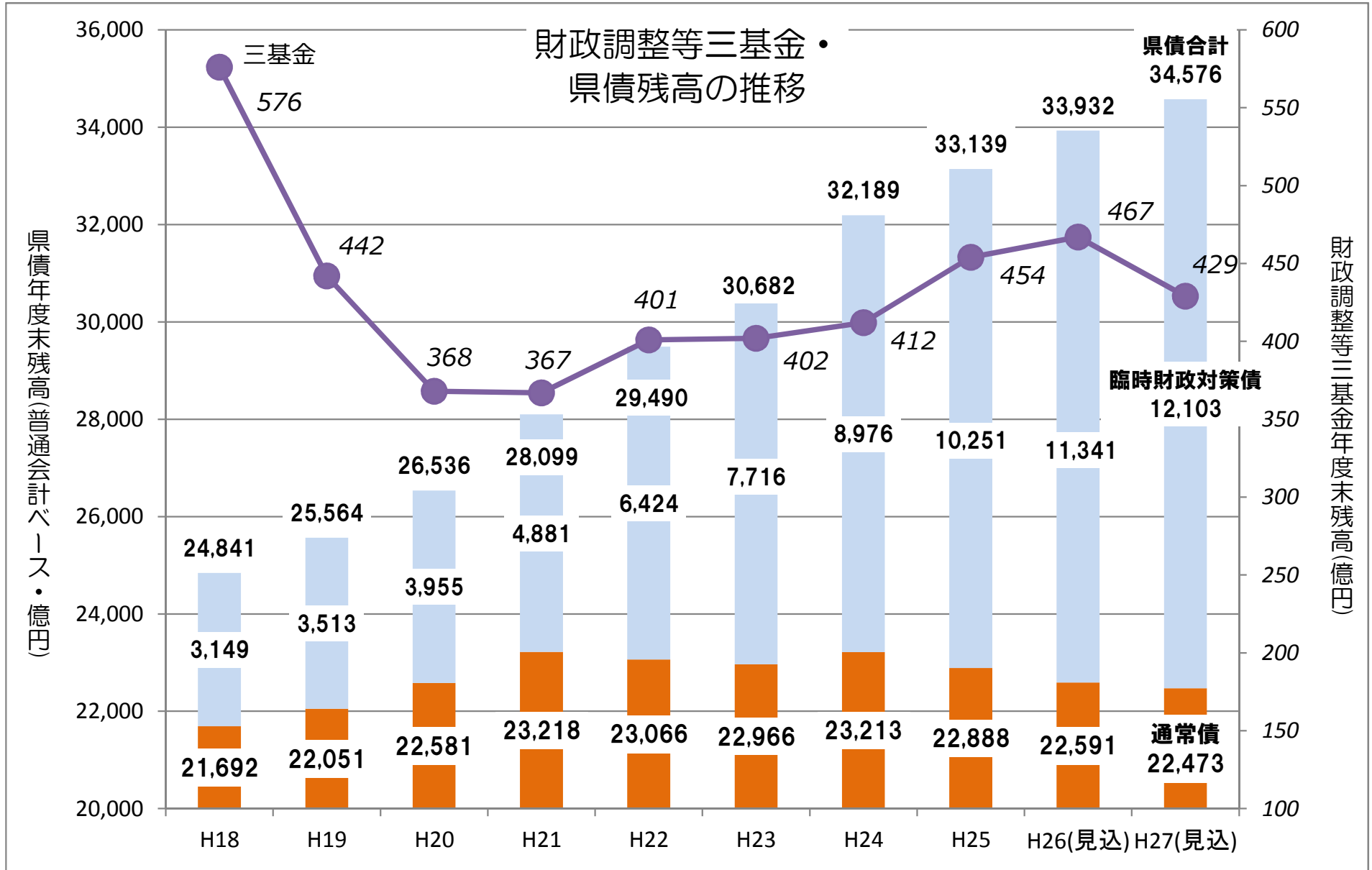
平成27年度県税当初予算対比表

(単位：千円、%)

区 分		27年度 当初予算額 ①	26年度 当初予算額 ②	予算増減額 (対前年) ①-②	増減率 ①/②
県 民 税	個人	171,122,229	167,149,016	3,973,213	102.4
	法人	25,284,961	28,701,526	▲ 3,416,565	88.1
	利子割	2,491,684	2,574,334	▲ 82,650	96.8
	小計	198,898,874	198,424,876	473,998	100.2
事 業 税	個人	5,831,690	5,959,013	▲ 127,323	97.9
	法人	109,743,428	89,590,872	20,152,556	122.5
	小計	115,575,118	95,549,885	20,025,233	121.0
地 方 消 費 税	譲渡割	110,578,248	62,219,389	48,358,859	177.7
	貨物割	71,699,974	47,183,160	24,516,814	152.0
	小計	182,278,222	109,402,549	72,875,673	166.6
不動産取得税		15,553,909	15,381,785	172,124	101.1
県たばこ税		6,324,400	6,683,437	▲ 359,037	94.6
ゴルフ場利用税		1,032,961	1,056,564	▲ 23,603	97.8
自動車取得税		4,109,871	3,282,982	826,889	125.2
軽油引取税		38,533,303	39,512,075	▲ 978,772	97.5
自動車税		58,823,453	59,177,764	▲ 354,311	99.4
鉱区税		5,749	5,807	▲ 58	99.0
狩猟税		24,366	34,867	▲ 10,501	69.9
産業廃棄物税		168,924	142,846	26,078	118.3
旧法による税		0	1,209	▲ 1,209	皆減
県税合計		621,329,150	528,656,646	92,672,504	117.5
地方消費税清算金(歳入)		183,587,245	111,009,070	72,578,175	165.4
県税等		804,916,395	639,665,716	165,250,679	125.8
地方消費税清算金(歳出)		173,154,771	101,221,362	71,933,409	171.1
合計(地方消費税清算後)		631,761,624	538,444,354	93,317,270	117.3
(法人二税)		135,028,389	118,292,398	16,735,991	114.1

(参考)

地方法人特別税(国税)	66,236,732	73,771,283	▲ 7,534,551	89.8
県税合計 + 地方法人特別税	687,565,882	602,427,929	85,137,953	114.1



平成27年度当初予算における新規事業について

(単位：千円)

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要		
						国支出金	特取	県債	一般財源			
総務部	行政経営企画課	2	1	4	公文書館運営費	1,389				1,389	[新] 国際公文書館会議東アジア地域支部総会の開催に要する経費	
					2	1	10	平和文化事業費	4,974			
	財産活用課	2	1	1	[新] 公共施設等管理計画策定費	58,060				58,060	○ 県有建築物の更新・統廃合・長寿命化に向けた計画策定のための実態調査に要する経費	
					債務負担行為	16,100				16,100		
	私学振興課	10	9	2	[新] 私立高校就職支援費	1,671				1,671	○ 私立高校と地元企業との連絡協議会開催に要する経費 500 ○ 地元企業による私立高校への訪問に要する経費 405 ○ 私立高校生に対する地元企業情報の提供に要する経費 766	
					[新] 高等学校英語力向上支援費	5,169				5,169	○ 実践的な英語力の向上を重視したイングリッシュキャンプの開催に要する経費	
					[新] 私立専門学校修学支援費	15,193	15,191	2			13,600 992 601	○ 私立専門学校が経済的理由により授業料減免を行った学生に対する助成 ○ 修学支援アドバイザーの派遣に要する経費 ○ 私立専門学校生に対する修学支援策の検討のための調査に要する経費
	企画・地域振興部	広域地域振興課	2	2	2	世界文化遺産登録推進費	35,718				35,718	○ 「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録推進費 ・[新]世界遺産登録記念事業費 8,906 ・[新]三池港来訪者用駐車場等整備費 5,877 ○ 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界文化遺産登録推進費 ・[新]来訪者用ガイダンス機能検討費 5,307 ・[新]景観ガイドライン策定費 5,486 [新] 国際イコモス年次総会福岡開催費 10,142
						筑後田園都市圏構想推進費	3,978				3,978	○ 筑後田園都市圏推進評議会負担金等 ・[新]スポーツ交流促進事業費
						遠賀・中間地域活性化事業費	1,465				1,465	○ 遠賀・中間地域のプロジェクトの実施に要する経費 ・[新]おんなか魅力発見・体験型交流事業費
福岡近郊地域活性化事業費						1,964				1,964	○ 宗像・糟屋北部地域のプロジェクトの実施に要する経費 ・[新]ウォーキング交流促進事業費等	
[新] 糸島地域活性化事業費						7,384				7,384	○ 糸島地域のプロジェクトの実施に要する経費 ・地域で活躍できる人材を育成する「九大寺子屋」事業費 1,956 ・郷土愛を持つ人材を育成する「いとしま学」事業費 2,498 ・体験型観光事業費等 2,930	
[新] 関門海峡ミュージアム運営対策費						474				474	○ 関門海峡ミュージアムの魅力向上方策の検討に要する経費	
空港整備課	2	2	3	[新] 北九州空港アクセス向上事業費	79,792				79,792	○ 北九州空港と福岡都市圏を直接結ぶリムジンバスの運行事業者に対する助成 66,357 ○ リムジンバス及び北九州空港就航路線の広報に要する経費 13,435		
				非行防止・絆プロジェクト推進費	2,839				2,839	[新] 非行少年等の社会奉仕・体験活動応援事業費 1,158 [新] 非行少年等の就労身元保証事業費 1,681		
新社会推進部	青少年課	5	1	2	青少年ネット適正利用推進費	1,524				1,524	[新] ネットバトル専門相談窓口の設置に要する経費	
					青少年アンビシャス運動推進費	8,825	3,000			5,825	○ 青少年アンビシャス運動事業の実施に要する経費 ・[新]放課後児童クラブと連携するアンビシャス広場づくり事業費 6,045 ・[新]アンビシャス広場活性化促進事業費 2,780	
					九州国立博物館運営費	29,501	29,501				[新] 開館10周年記念事業費 ・記念式典、館長サミットの開催 時期：平成27年10月 ・アジア人形劇の開催 時期：平成27年8月、11月	
	県民文化スポーツ課	5	1	2	[新] ラクビ・ワールドカップ 2019 福岡開催費	33,334				33,334	○ 大会の開催に伴う組織委員会への分担金	
[新] 福岡ソフトホークスファーム開業記念事業費					17,088				17,088	○ ソフトバンクホークスファーム開業に合わせた記念イベントや筑後七国等と連携した関連イベントの開催負担金		
男女共同参画推進課	5	1	2	女性の活躍推進費	11,642	6,361			5,281	[新] ふくおか国際女性会議（仮称）の開催に要する経費 8,715 [新] 地域における先進的な女性活躍の事例を紹介する報告会等に要する経費 687		
				[新] 婦人保護施設整備費	44,189				44,189	[新] 若年層の意識啓発を行う出張授業の開催に要する経費 2,240 ○ 婦人保護施設の改築に係る基本・実施設計費 工期：平成27～29年度		

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要			
						国支出金	特収	県債	一般財源				
新社会推進部	生活安全課	5	1	2	安全・安心 まちづくり 推進費	697				697	[新] 地域と学校が連携した児童への体験型防犯学習事業費		
					飲酒運転撲滅 運動推進費	6,364				6,364	○ 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の施行に要する経費 ・ [新] ドライバーへの飲酒運転撲滅啓発費 4,048 ・ [新] 飲酒運転者やその家族等に対する相談窓口の設置に要する経費 2,316		
					性犯罪対策費	29,041		4,500		24,541	[新] 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の24時間相談体制の整備に要する経費 22,755 [新] 性犯罪被害が急増する年齢層に対する重点的な教育・啓発に要する経費 4,035 [新] 性犯罪被害防止のための防犯用品の普及啓発に要する経費 2,251		
	交流第一課	5	1	3	韓国交流推進費	1,371				1,371	[新] 日韓国交正常化50周年記念事業費		
					福岡の魅力発信 強化費	13,098				13,098	○ 海外における福岡の食・若者文化・県産品等の魅力を発信するプロモーションに要する経費 ・ [新] アセアン 12,247 [新] ムスリム対応のための推進会議等の開催に要する経費 851		
					日中友好桜の園 20周年記念 事業費	6,675				6,675	○ 日中友好桜の園20周年記念事業に対する助成等 時 期:平成28年3月 開催地:中国江蘇省(南京市)		
	交流第二課	5	1	3	[新] パラグアイ 福岡県人移住 60周年及び アルゼンチン 県人会創立 50周年記念 事業費	10,656				10,656	○ 記念式典への県代表団派遣等に要する経費 時 期:平成27年11月 開催地:パラグアイ(エンカルナシオン) アルゼンチン(ブエノスアイレス)		
					[新] バンコク都国際 協力推進費	3,936		3,000		936	○ バンコク都との高齢者福祉分野の人材・技術交流の推進に要する経費		
	健康増進課	3	2	2	がん対策推進費	9,297	4,648			4,649	[新] 肝炎ウイルス検査における陽性者の初回精密検査費用及び肝炎ウイルス感染者の定期検査費用に対する助成		
					難病等対策費	5,187	2,593			2,594	○ 難病相談・支援センター体制強化費 ・ [新] 小児慢性特定疾病児童等の自立支援に要する経費		
地域子ども・ 子育て支援 事業費					31,242				31,242	○ 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に対する助成 ・ [新] 妊産婦等に対する総合的相談支援事業			
飲酒運転撲滅 運動推進費					144				144	○ 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の施行に要する経費 ・ [新] 違反者に対する適正飲酒指導及び指定医療機関での診察に要する経費			
[新] 摂食障害 治療支援 センター事業費					3,844	1,922			1,922	○ 摂食障害治療支援センター(九州大学病院内)の設置による専門的な相談支援の実施に要する経費			
[新] HACCP導入 促進費					4,125				4,125	○ 中小規模食品製造事業所に対するHACCP導入に係る講習会の開催に要する経費			
保健衛生課	3	3	3										
				医療指導課	3	4	2	3	地域医療総合 確保事業費	198,680	17,980	180,700	○ 地域における連携促進に要する経費 56,543 ・ [新] 小児医療高度化支援費 46,106 ・ [新] 周術期口腔ケア連携支援費 8,979 ・ [新] 離島診療所設備整備費 1,458 ○ 在宅医療サービスの充実に関する経費 65,752 ・ [新] 健康寿命のための医療・介護の拠点づくり事業費 45,750 ・ [新] かかりつけ歯科医定着促進モデル事業費 10,569 ・ [新] 精神科病院における医療保護入院者退院支援費 6,738 ・ [新] 在宅薬物療法支援費 1,435 ・ [新] 病院関係職員在宅医療推進研修費 1,260 ○ 医師等の確保・養成に要する経費 74,141 ・ [新] 救急医療電話相談事業費 30,349 ・ [新] 臨床研修医確保等支援費 25,943 ・ [新] 災害時後方支援機関搬送体制整備費 17,849 ○ 看護師等の確保・養成に要する経費 2,244 ・ [新] ふれあい看護体験事業費 1,136 ・ [新] みんなで話そう看護の出前授業事業費 1,108
													薬務課

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要				
						国支出金	特取	県債	一般財源					
保健医療介護部	高齢者地域包括ケア推進課	3	5	3	地域介護総合費	190,205		190,205			○ 介護従事者の確保・養成に要する経費 ・ [新]介護人材確保・定着促進ネットワーク事業費 7,063 ・ [新]介護職理解促進費 36,701 ・ [新]中山間地域介護人材バンクモデル事業費 2,391 ・ [新]認知症ケアのための人材養成費 58,847 ・ [新]介護従事者キャリアアップ研修支援費 32,092 ・ [新]生活支援・介護予防担い手養成費 20,217 ・ [新]潜在介護福祉士再就業促進費 12,431 ・ [新]介護ロボット導入支援費 15,000 ・ [新]職場環境改善促進費 5,463			
					3	6	2	認知症高齢者地域支援費	2,043	1,021	1,022			[新] 認知症サポーター養成促進費
福祉労働部	子育て支援課	5	3	1	地域子ども・子育て支援事業	30,316				30,316	○ 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に対する助成 ・ [新]低所得世帯に対する給食費等支援事業 25,836 ・ [新]放課後児童クラブ利用児童送迎支援事業 4,480			
					保育対策等費	13,079				13,079	[新] 幼児教育・保育に関する情報発信に要する経費 4,666 [新] 安心子育て支援強化事業費補助金 8,413 ・ 病児保育施設の整備に対する助成 5,000 ・ 小規模ファミリー・サポート・センターの運営に対する助成等 3,413			
					高齢者子育て支援推進費	1,507				1,507	[新] ふくおか子育てマイスター活動事例集の作成に要する経費			
		5	3	1	保育所職員等研修費	14,821	7,409			7,412	○ 保育所職員の研修等に要する経費 ・ [新]認定こども園職員研修事業 4,109 ・ [新]子育て支援員認定研修事業 2,201 ・ [新]放課後児童支援員認定研修事業 6,096 ・ [新]保育士の離職防止対策事業 2,415			
	児童家庭課	5	3	1	児童虐待防止対策	493	246			247	[新] 児童相談所警察官活動費			
	障害者福祉課	5	4	1	[新] 発達障害児者等支援	12,116	3,935			8,181	○ 発達障害者地域支援マネージャーの派遣に要する経費 7,217 ○ 相談支援従事者等に対する研修会の開催に要する経費 3,764 ○ 発達障害者及びその家族の交流会の実施に要する経費 1,135			
					[新] 障害者の差別解消推進費	6,444				6,444	○ 障害者差別解消推進員の配置に要する経費 3,168 ○ 県民・事業者に対する啓発等に要する経費 3,276			
	保護・援護課	5	5	1	[新] 生活困窮者自立支援費	119,559	77,563	2,589		39,407	○ 生活困窮者に対する自立相談支援等に要する経費 ・ 自立相談支援事業費 71,186 ・ 住居確保給付事業費 8,898 ・ 家計相談支援事業費 19,824 ・ 子どもの学習支援事業費 19,063 ・ 就労訓練事業の認定に要する経費 588			
	労働政策課	5	7	1	[新] 正規雇用促進特別対策費	11,876				11,876	○ 正規雇用促進企業支援センターの設置に要する経費 5,175 ○ 正規雇用化に取り組む企業への雇用促進アドバイザー派遣に要する経費 6,701			
	環境部	環境政策課	4	1	1	アジア自治体間環境協力推進費	8,244				8,244	○ 国際環境協力事業費 ・ [新]タイへの福岡方式廃棄物処分場に関する技術支援		
循環型社会推進課		4	1	1	[新] 県産リサイクル製品認定事業費	5,491				5,491	○ 紙類、文具類、オフィス家具等の県産リサイクル製品認定制度の創設、運用に要する経費			
廃棄物対策課		4	1	3	[新] 災害廃棄物処理計画策定費	19,028				19,028	○ 災害廃棄物処理計画の策定に要する経費			
商工部	中小企業振興課	7	1	1	中小企業振興資金融資費						○ 融資枠 6,891億円 ○ 主な資金 ・ [新]小規模事業者振興資金 79億円			
					7	1	3	海外ビジネス訪問団派遣費	2,433				2,433	○ 県内中小企業と現地企業との商談会や交流会等の開催に要する経費 対象地域：[新]ベトナム
								福岡アジアビジネスセンター事業費	1,420				1,420	[新] 国連ハピタット福岡本部との連携による商談会等の実施に要する経費
	7	2	2	[新] ふるさと創業促進費	7,492				7,492	○ 地域資源を活用した創業支援プログラムの策定、域外の創業希望者発掘及び集中支援に要する経費				
				7	2	6	技術振興対策費	1,764				1,764	○ 工業技術センターと企業等の連携の強化等に要する経費 ・ [新]訪問技術指導事業費	
水素エネルギー戦略推進費	14,995							14,995	[新] 産学官連携による中小企業の水素機器用ゴム製品開発支援に要する経費					
新産業振興課	7	2	6	Rubyビジネス・コンテンツ産業振興	1,882				1,882	[新] 軽量Ruby普及・実用化促進ネットワークの運営に要する経費				

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要	
						国支	特取	県債	一般財源		
商工部	観光・物産振興課	7	3	1	[新] 東京ガールズコレクションin北九州開催支援費	35,000				35,000	○ 東京ガールズコレクションin北九州の開催負担金 時期：平成27年10月
	企業立地課	7	2	7	[新] オフィス整備費	20,035				20,035	○ オフィス系企業の受け皿として市町村が行う公的遊休施設(空き庁舎等)の整備に対する助成
					企業誘致強化推進費	5,158				5,158	[新] 三大都市圏(東京・大阪・名古屋)での本社機能等立地促進セミナー開催に要する経費
[新] 工場適地調査費					20,151				20,151	○ 市町村が行う工場適地選定調査に対する助成	
農林水産部	農林水産政策課	6	1	5	[新] 竹バイオマス利用技術開発費	14,920				14,920	○ 竹チップの発酵熟を活用した施設園芸の増収・省エネルギー技術の開発等に要する経費
					[新] 緑花木の輸送品質維持技術開発費	6,496				6,496	○ EUへの輸出拡大のための輸送品質維持技術の開発に要する経費
					[新] 県産農産物機能性表示費	2,016				2,016	○ 機能性を表示するための成分分析等に要する経費 北原厚生・早味かん
	食の安全・地産地消課	6	1	1	[新] 農山漁村魅力発信事業費	11,240	2,500			8,740	○ 農山漁村の魅力ある地域資源を都市へ発信する交流会の開催等に要する経費 9,517 ○ 農山漁村と都市との交流推進に要する経費 1,723
	園芸振興課	6	2	2	活力ある園芸取組型園芸産地育成事業費	100,000				100,000	[新] 園芸施設の長寿命化に必要な施設の改修等に対する助成
	経営技術支援課	6	2	4	女性農業者活動費	11,009				11,009	[新] 「起業家育成塾」の開催費及び起業のための機器整備に対する助成等
	畜産課	6	3	2	ふくおかの畜産競争力強化費	49,597				49,597	[新] 夏季の暑熱対策に必要な施設・機械の整備に対する助成 9,979 [新] 自給飼料生産拡大及び乳用種から博多和牛への転換等に必要の機械・施設の整備に対する助成 34,368 [新] 新たに県産和牛子牛の哺育に取り組む生産者に対する助成 5,250
					[新] 畜産競争力強化対策緊急整備事業費	433,400	433,400				○ 畜産農家、飼料メーカー、流通事業者等の連携による収益性向上のために導入する施設整備等に対する助成
					[新] ジビエ活用推進費	9,631				9,631	○ 日本ジビエサミットに合わせた全国ジビエ祭り、地域ジビエ祭りの開催等に要する経費
	林業振興課	6	1	1	[新] 林業への異業種参入促進費	8,325				8,325	○ 異業種からの参入を促進するための高性能林業機械整備や技能習得の支援に要する経費
6		5	2	[新] 県産材輸出促進策	3,112				3,112	○ 福岡・佐賀・長崎三県合同による県産材の輸出実証に要する経費	
漁業管理課	6	6	2	[新] 全国豊かな海づくり大会準備	4,630				4,630	○ 第37回全国豊かな海づくり大会の開催準備に要する経費 開催時期：平成29年度	
県土整備部	道路維持課	8	2	2	[新] 市町村道路施設老朽化対策費	9,085				9,085	○ 市町村による橋梁の維持管理の支援に要する経費
	河川課	8	3	1	クリーンリバー推進対策費	13,998				13,998	[新] 自走式草刈機の貸与に要する経費 7,086 [新] 草刈機燃料費の支給に要する経費 6,912
	砂防課	8	3	1	[新] 土砂災害啓発事業	8,347				8,347	○ 土砂災害啓発パンフレットの作成に要する経費 8,072 ○ 土砂災害対策検討委員会の開催経費 275
建築都市部	都市計画課	8	5	1	持続可能なまちづくり戦略構築支援事業費	8,000				8,000	[新] 立地適正化計画策定支援等に要する経費 6,000 [新] リノベーションを活用したまちづくりの推進に資する市町村の先進的な取組に対する助成 2,000
	建築指導課	8	1	5	建築物耐震化促進費	44,982	22,490			22,492	[新] 民間大規模建築物の耐震改修費に対する助成
	住宅計画課	8	6	1	[新] 空き家活用促進モデル普及	5,192	2,250			2,942	○ 民間事業者等が市町村と連携して実施する空き家の活用モデル事業に対する助成等
[新] 住生活基本計画策定					10,763	4,719			6,044	○ 福岡県住生活基本計画策定に要する経費	
警察本部	警察本部	9	2	1	飲酒運転撲滅対策	13,832				13,832	[新] 指導取締りの強化のための資機材整備に要する経費
					[新] 「ニセ電話詐欺」対策	2,311				2,311	○ 金融機関等と連携した水際対策を強化する防犯チェックシートの作成に要する経費 268 ○ 捜査用資機材の整備に要する経費 2,043
	9	2	2	[新] 暴力団犯罪緊急安全対策費	28,608				28,608	[新] 暴力団等の動向情報の集約及び分析を行うシステム等の整備に要する経費	
				[新] 危険ドラッグ対策	6,692				6,692	○ 危険ドラッグ専用の鑑定機器の整備に要する経費	
				子どもと女性の安全対策費	8,142				8,142	[新] 性犯罪捜査に活用する画像分析ソフトの導入に要する経費 4,839 [新] 学校と共同実施する防犯教育で使用する視聴覚教材の作成に要する経費 3,303	

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要	
						国支出金	特収	県債	一般財源		
教育委員会	企画調整課	10	1	4	[新] 地域参画型 小中学校支援 費	25,523	12,584			12,939	○ コミュニティ・スクールの導入及び学校支援地域本部 の設置に対する助成
	社会教育課	10	6	1	[新] 放課後学習活動 費	16,172	8,086			8,086	○ 市町村が行う学力向上のための放課後等学習活動の支 援に要する経費
					[新] 子どもの読書 活動充実費	6,745				6,745	○ 市町村が行う小・中学生を対象とした家庭・学校にお ける読書活動事業の支援に要する経費
		6	6	新県立美術館 整備検討費	2,353				2,353	[新] 新県立美術館に関する基本構想検討委員会（仮称）の 設置に要する経費	
	高校教育課	10	1	4	[新] 児童生徒の 英語力向上 費	19,989	5,073	23		14,893	○ 教員の英語力、指導力の向上に要する経費 10,113 ○ スーパーグローバルハイスクールへの英語指導助手の 増員に要する経費 6,375 ○ 英語教育の早期化や高度化に対応した指導方法等の研 究開発に要する経費 3,501
					[新] 高等学校等 特別支援教 育費	11,641	4,356	49		7,236	○ 県立高校等への特別支援教育支援員の配置に要する経 費 7,271 ○ 発達障害のある生徒に対する就労支援に要する経費 4,370
	義務教育課	10	1	4	ふくおか学力 アップ推進費	32,222				32,222	[新] 福岡県学力調査の実施に要する経費 対象：小学校5年生、中学校2年生
					いじめ・不登校 総合対策費	3,000	3,000				○ いじめ及び不登校問題の予防・早期発見と解決を図る ための経費 ・[新]不登校児童生徒学校復帰支援費
					[新] 夜間学級設置 調査研究費	635	635				○ 中学校夜間学級に関する調査研究に要する経費
	人権・同和 教育課	10	1	4	[新] 新人権教育学習 教材開発費	3,319				3,319	○ 新たな人権課題を取り入れた学習教材の開発に要する 経費
	体育スポーツ 健康課	10	7	2	[新] 福岡県体力向上 総合推進費	24,159	7,021			17,138	○ 小学校における体力向上プログラムの開発に要する経 費 628 ○ 小・中学校教員を対象とした体力向上指導者研修に要 する経費 508 ○ 「スポコン広場」地区大会等の開催に要する経費 777 ○ 中・高等学校運動部活動への外部指導者派遣に要する 経費 22,246
					[新] 女性アスリート 育成事業費	9,261				9,261	○ 2020年オリンピック東京大会に向けた女性アスリート の育成等に要する経費
合計 (140件)					2,253,358	677,484	382,090	0	1,193,784		

※合計額は債務負担行為を除いた金額である。

平成27年度における使用料・手数料の改定について

(条例関係) 13件

(単位:千円)

条 例 名	改正の概要 (単位:円)	増減収額	施 行	理 由																																																																																																																								
6 月 議 会 提 出	東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例	△ 68	公布の日	期限延長																																																																																																																								
	福岡県都市公園条例 筑後広域公園フィットネスルームの利用料金 ・占用使用の場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>単位</th><th>金額</th></tr> <tr><td>2時間</td><td>890円</td></tr> </table> ・個人使用の場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>単位</th><th colspan="2">金額</th></tr> <tr><td rowspan="2">2時間</td><td>一般</td><td>200円</td></tr> <tr><td>小学生・生徒</td><td>100円</td></tr> <tr><td rowspan="2">2時間を超えるとき 1時間ごとに</td><td>一般</td><td>100円</td></tr> <tr><td>小学生・生徒</td><td>50円</td></tr> </table>	単位	金額	2時間	890円	単位	金額		2時間	一般	200円	小学生・生徒	100円	2時間を超えるとき 1時間ごとに	一般	100円	小学生・生徒	50円	0 (指定管理者の収入)	規則で定める日	新設																																																																																																							
単位	金額																																																																																																																											
2時間	890円																																																																																																																											
単位	金額																																																																																																																											
2時間	一般	200円																																																																																																																										
	小学生・生徒	100円																																																																																																																										
2時間を超えるとき 1時間ごとに	一般	100円																																																																																																																										
	小学生・生徒	50円																																																																																																																										
2 月 議 会 議 決 済	福岡県行政財産使用料条例	△ 16	H27.4.1	改定 (政令の改正)																																																																																																																								
	行政財産目的外使用許可に係る使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th rowspan="2">1個につき 1年</th> <th colspan="3">占用料(単位:円)</th> <th colspan="5">占用料(単位:円)</th> </tr> <tr> <th>政令市</th> <th>甲地</th> <th>乙地</th> <th>第1級地</th> <th>第2級地</th> <th>第3級地</th> <th>第4級地</th> <th>第5級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1個につき1年</td> <td>1680</td> <td>1200</td> <td>1100</td> <td>1600</td> <td>1400</td> <td>1200</td> <td>950</td> <td>580</td> </tr> <tr> <td>郵便及び信書便差出箱</td> <td></td> <td>728</td> <td>520</td> <td>470</td> <td>690</td> <td>570</td> <td>520</td> <td>400</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">地下埋設物</td> <td rowspan="10">長さ1mにつき1年</td> <td>外径0.07m未満</td> <td>36</td> <td>26</td> <td>24</td> <td>34</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>20</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>外径0.07m～0.1m未満</td> <td>51</td> <td>37</td> <td>34</td> <td>49</td> <td>41</td> <td>37</td> <td>29</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>外径0.1m～0.15m未満</td> <td>78</td> <td>56</td> <td>51</td> <td>74</td> <td>61</td> <td>56</td> <td>43</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>外径0.15m～0.2m未満</td> <td>103</td> <td>74</td> <td>67</td> <td>98</td> <td>81</td> <td>75</td> <td>57</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>外径0.2m～0.3m未満</td> <td>154</td> <td>110</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>120</td> <td>110</td> <td>86</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>外径0.3m～0.4m未満</td> <td>210</td> <td>150</td> <td>130</td> <td>200</td> <td>160</td> <td>150</td> <td>110</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>外径0.4m～0.7m未満</td> <td>364</td> <td>260</td> <td>240</td> <td>340</td> <td>280</td> <td>260</td> <td>200</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>外径0.7m～1m未満</td> <td>518</td> <td>370</td> <td>340</td> <td>490</td> <td>410</td> <td>370</td> <td>290</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>外径1m以上</td> <td>1036</td> <td>740</td> <td>670</td> <td>980</td> <td>810</td> <td>750</td> <td>570</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 甲地:市(福岡市、北九州市は除く) 乙地:町村 第1級地 福岡市、春日市 第2級地 北九州市、中間市、大野城市、太宰府市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、水巻町 第3級地 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、那珂川町、篠栗町、久山町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、大木町、糸田町、苅田町、吉富町 第4級地 豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、広川町、香春町、川崎町、大任町、福智町、築上町 第5級地 八女市、東峰村、添田町、赤村、みやこ町、上毛町	占用物件	1個につき 1年	占用料(単位:円)			占用料(単位:円)					政令市	甲地	乙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1680	1200	1100	1600	1400	1200	950	580	郵便及び信書便差出箱		728	520	470	690	570	520	400	240	地下埋設物	長さ1mにつき1年	外径0.07m未満	36	26	24	34	28	26	20	12	外径0.07m～0.1m未満	51	37	34	49	41	37	29	17	外径0.1m～0.15m未満	78	56	51	74	61	56	43	26	外径0.15m～0.2m未満	103	74	67	98	81	75	57	35	外径0.2m～0.3m未満	154	110	100	150	120	110	86	52	外径0.3m～0.4m未満	210	150	130	200	160	150	110	70	外径0.4m～0.7m未満	364	260	240	340	280	260	200	120	外径0.7m～1m未満	518	370	340	490	410	370	290	170	外径1m以上	1036	740	670	980	810	750	570	350		
占用物件	1個につき 1年			占用料(単位:円)			占用料(単位:円)																																																																																																																					
		政令市	甲地	乙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地																																																																																																																			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1680	1200	1100	1600	1400	1200	950	580																																																																																																																			
郵便及び信書便差出箱		728	520	470	690	570	520	400	240																																																																																																																			
地下埋設物	長さ1mにつき1年	外径0.07m未満	36	26	24	34	28	26	20	12																																																																																																																		
		外径0.07m～0.1m未満	51	37	34	49	41	37	29	17																																																																																																																		
		外径0.1m～0.15m未満	78	56	51	74	61	56	43	26																																																																																																																		
		外径0.15m～0.2m未満	103	74	67	98	81	75	57	35																																																																																																																		
		外径0.2m～0.3m未満	154	110	100	150	120	110	86	52																																																																																																																		
		外径0.3m～0.4m未満	210	150	130	200	160	150	110	70																																																																																																																		
		外径0.4m～0.7m未満	364	260	240	340	280	260	200	120																																																																																																																		
		外径0.7m～1m未満	518	370	340	490	410	370	290	170																																																																																																																		
		外径1m以上	1036	740	670	980	810	750	570	350																																																																																																																		
		福岡県保健福祉関係手数料条例	医務関係手数料 ・歯科技工士国家試験手数料 36,000円→削除	△ 1,641	H27.4.1	削除 (法律の改正)																																																																																																																						
福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例	指定調査機関の指定及び更新に関する手数料 ・一の都道府県において土壌汚染状況調査等を行おうとする者 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th colspan="2">対 象 事 務</th><th>手数料の金額</th></tr> <tr><td colspan="2">指定調査機関の指定申請手数料</td><td>30,900円</td></tr> <tr><td colspan="2">指定調査機関の指定更新申請手数料</td><td>24,800円</td></tr> </table>	対 象 事 務		手数料の金額	指定調査機関の指定申請手数料		30,900円	指定調査機関の指定更新申請手数料		24,800円	0	H27.4.1	新設 (法律の改正)																																																																																																															
対 象 事 務		手数料の金額																																																																																																																										
指定調査機関の指定申請手数料		30,900円																																																																																																																										
指定調査機関の指定更新申請手数料		24,800円																																																																																																																										

条例名	改正の概要 (単位:円)	増減収額	施行	理由																											
福岡県道路占用料徴収条例	道路占用料 ・所在地区分の変更 ○改正の主な内容	△ 24,418	H27.4.1	改定 (政令の改正)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料(単位:円)</th> <th colspan="5">占用料(単位:円)</th> </tr> <tr> <th>甲地</th> <th>乙地</th> <th>第1級地</th> <th>第2級地</th> <th>第3級地</th> <th>第4級地</th> <th>第5級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種電柱</td> <td>1本/年</td> <td>690</td> <td>630</td> <td>920</td> <td>760</td> <td>700</td> <td>530</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table>				占用物件	占用料(単位:円)		占用料(単位:円)					甲地	乙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地	第一種電柱	1本/年	690	630	920	760	700	530	330			
	占用物件					占用料(単位:円)		占用料(単位:円)																							
甲地		乙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地																								
第一種電柱	1本/年	690	630	920	760	700	530	330																							
甲地:市(福岡市、北九州市は除く) 乙地:町村 第1級地 春日市 第2級地 中間市、大野城市、太宰府市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、水巻町 第3級地 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、那珂川町、篠栗町、久山町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、大木町、糸田町、苅田町、吉富町 第4級地 豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、広川町、香春町、川崎町、大任町、福智町、築上町 第5級地 八女市、東峰村、添田町、赤村、みやこ町、上毛町																															
福岡県河川流水占用料等徴収条例	河川占用料 ・所在地区分の変更 ○改正の主な内容	△ 9,817	H27.4.1	改定 (政令の改正)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="3">占用料(単位:円)</th> <th colspan="5">占用料(単位:円)</th> </tr> <tr> <th>甲地</th> <th>乙地</th> <th>丙地</th> <th>第1級地</th> <th>第2級地</th> <th>第3級地</th> <th>第4級地</th> <th>第5級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種電柱</td> <td>1本/年</td> <td>1,000</td> <td>690</td> <td>630</td> <td>920</td> <td>760</td> <td>700</td> <td>530</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table>				占用物件	占用料(単位:円)			占用料(単位:円)					甲地	乙地	丙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地	第一種電柱	1本/年	1,000	690	630	920	760	700	530	330
	占用物件					占用料(単位:円)			占用料(単位:円)																						
甲地		乙地	丙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地																							
第一種電柱	1本/年	1,000	690	630	920	760	700	530	330																						
甲地:福岡市、北九州市 乙地:市(福岡市、北九州市は除く) 丙地:町村 第1級地 福岡市、春日市 第2級地 北九州市、中間市、大野城市、太宰府市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、水巻町 第3級地 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、那珂川町、篠栗町、久山町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、大木町、糸田町、苅田町、吉富町 第4級地 豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、広川町、香春町、川崎町、大任町、福智町、築上町 第5級地 八女市、東峰村、添田町、赤村、みやこ町、上毛町																															
福岡県港湾施設管理条例	港湾施設占用料 ・所在地区分の変更 ○改正の主な内容	728	H27.4.1	改定 (政令の改正)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料(単位:円)</th> <th colspan="5">占用料(単位:円)</th> </tr> <tr> <th>甲地</th> <th>乙地</th> <th>第1級地</th> <th>第2級地</th> <th>第3級地</th> <th>第4級地</th> <th>第5級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種電柱</td> <td>1本/年</td> <td>690</td> <td>630</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>700</td> <td>530</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				占用物件	占用料(単位:円)		占用料(単位:円)					甲地	乙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地	第一種電柱	1本/年	690	630	-	-	700	530	-			
	占用物件					占用料(単位:円)		占用料(単位:円)																							
甲地		乙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地																								
第一種電柱	1本/年	690	630	-	-	700	530	-																							
甲地:市 乙地:町村 第1級地 福岡市、春日市 第2級地 北九州市、中間市、大野城市、太宰府市、宇美町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、水巻町 第3級地 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、那珂川町、篠栗町、久山町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、大木町、糸田町、苅田町、吉富町 第4級地 豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、広川町、香春町、川崎町、大任町、福智町、築上町 第5級地 八女市、東峰村、添田町、赤村、みやこ町、上毛町																															
福岡県一般海域管理条例	一般海域管理使用料 ・所在地区分の変更 ○改正の主な内容	57	H27.4.1	改定 (政令の改正)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="3">占用料(単位:円)</th> <th colspan="5">占用料(単位:円)</th> </tr> <tr> <th>甲地</th> <th>乙地</th> <th>丙地</th> <th>第1級地</th> <th>第2級地</th> <th>第3級地</th> <th>第4級地</th> <th>第5級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種電柱</td> <td>1本/年</td> <td>1,000</td> <td>690</td> <td>630</td> <td>920</td> <td>760</td> <td>700</td> <td>530</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table>				占用物件	占用料(単位:円)			占用料(単位:円)					甲地	乙地	丙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地	第一種電柱	1本/年	1,000	690	630	920	760	700	530	330
	占用物件					占用料(単位:円)			占用料(単位:円)																						
甲地		乙地	丙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地																							
第一種電柱	1本/年	1,000	690	630	920	760	700	530	330																						
※所在区分は、河川占用料のとおり																															

2月議会議決済

条 例 名	改正の概要 (単位:円)	増減収額	施 行	理 由																																															
福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例	海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用料 ・所在地区分の変更 ○改正の主な内容	128	H27.4.1	改定 (政令の改正)																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="3">占用料(単位:円)</th> <th colspan="5">占用料(単位:円)</th> </tr> <tr> <th>甲地</th> <th>乙地</th> <th>丙地</th> <th>第1級地</th> <th>第2級地</th> <th>第3級地</th> <th>第4級地</th> <th>第5級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種電柱</td> <td>1本/年</td> <td>1,000</td> <td>690</td> <td>630</td> <td>920</td> <td>760</td> <td>700</td> <td>530</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所在区分は、河川占用料のとおり</p>	占用物件		占用料(単位:円)			占用料(単位:円)					甲地	乙地	丙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地	第一種電柱	1本/年	1,000	690	630	920	760	700	530	330																						
占用物件				占用料(単位:円)			占用料(単位:円)																																												
		甲地	乙地	丙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地																																										
第一種電柱	1本/年	1,000	690	630	920	760	700	530	330																																										
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例	港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用料 ・所在地区分の変更 ○改正の主な内容	6,674	H27.4.1	改定 (政令の改正)																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料(単位:円)</th> <th colspan="5">占用料(単位:円)</th> </tr> <tr> <th>甲地</th> <th>乙地</th> <th>第1級地</th> <th>第2級地</th> <th>第3級地</th> <th>第4級地</th> <th>第5級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種電柱</td> <td>1本/年</td> <td>690</td> <td>630</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>700</td> <td>530</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所在区分は、港湾施設占用料のとおり</p>	占用物件		占用料(単位:円)		占用料(単位:円)					甲地	乙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地	第一種電柱	1本/年	690	630	-	-	700	530	-																									
占用物件				占用料(単位:円)		占用料(単位:円)																																													
		甲地	乙地	第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地																																											
第一種電柱	1本/年	690	630	-	-	700	530	-																																											
2 月 議 会 議 決 済	福岡県建築都市関係手数料条例	建築基準法関係 ○建築主事による建築物等の仮使用認定申請手数料 120,000円 ○特定用途誘導地区における建築物の高さの許可申請手数料 160,000円	1,440	H27.6.1	新設 (法律の改正)																																														
	宅地建物取引業法関係 ○宅地建物取引士証の再交付申請手数料 4,500円	8,544	H27.4.1	新設 (法律の改正)																																															
	建築士法関係 ○一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録又は更新の登録手数料 (1級)15,000円→17,000円 (2級・木造)10,000円→12,000円	0 (指定事務所登録機関の収入)	H27.6.25	改定 (法律の改正)																																															
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係 ○長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料に、住宅性能評価書を活用した認定手数料を追加	0	H27.4.1	追加 (国告示の改正)																																															
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2">【認定申請手数料(評価書あり)】</td> </tr> <tr> <td>(1戸建)</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(共同住宅)</td> </tr> <tr> <td>延べ床面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500㎡以下</td> <td>66,000円</td> </tr> <tr> <td>500㎡を超え1000㎡以下</td> <td>106,000円</td> </tr> <tr> <td>1000㎡を超え3000㎡以下</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>3000㎡を超え5000㎡以下</td> <td>344,000円</td> </tr> <tr> <td>5000㎡を超え10000㎡以下</td> <td>530,000円</td> </tr> <tr> <td>10000㎡を超え20000㎡以下</td> <td>964,000円</td> </tr> <tr> <td>20000㎡を超え30000㎡以下</td> <td>1,315,000円</td> </tr> <tr> <td>30000㎡を超える場合</td> <td>1,591,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【変更認定申請手数料(評価書あり)】</td> </tr> <tr> <td>(1戸建)</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(共同住宅)</td> </tr> <tr> <td>延べ床面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500㎡以下</td> <td>66,000円</td> </tr> <tr> <td>500㎡を超え1000㎡以下</td> <td>106,000円</td> </tr> <tr> <td>1000㎡を超え3000㎡以下</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>3000㎡を超え5000㎡以下</td> <td>344,000円</td> </tr> <tr> <td>5000㎡を超え10000㎡以下</td> <td>530,000円</td> </tr> <tr> <td>10000㎡を超え20000㎡以下</td> <td>964,000円</td> </tr> <tr> <td>20000㎡を超え30000㎡以下</td> <td>1,315,000円</td> </tr> <tr> <td>30000㎡を超える場合</td> <td>1,591,000円</td> </tr> </tbody> </table>	【認定申請手数料(評価書あり)】		(1戸建)	17,000円	(共同住宅)		延べ床面積		500㎡以下	66,000円	500㎡を超え1000㎡以下	106,000円	1000㎡を超え3000㎡以下	200,000円	3000㎡を超え5000㎡以下	344,000円	5000㎡を超え10000㎡以下	530,000円	10000㎡を超え20000㎡以下	964,000円	20000㎡を超え30000㎡以下	1,315,000円	30000㎡を超える場合	1,591,000円	【変更認定申請手数料(評価書あり)】		(1戸建)	8,500円	(共同住宅)		延べ床面積		500㎡以下	66,000円	500㎡を超え1000㎡以下	106,000円	1000㎡を超え3000㎡以下	200,000円	3000㎡を超え5000㎡以下	344,000円	5000㎡を超え10000㎡以下	530,000円	10000㎡を超え20000㎡以下	964,000円	20000㎡を超え30000㎡以下	1,315,000円	30000㎡を超える場合	1,591,000円		
【認定申請手数料(評価書あり)】																																																			
(1戸建)	17,000円																																																		
(共同住宅)																																																			
延べ床面積																																																			
500㎡以下	66,000円																																																		
500㎡を超え1000㎡以下	106,000円																																																		
1000㎡を超え3000㎡以下	200,000円																																																		
3000㎡を超え5000㎡以下	344,000円																																																		
5000㎡を超え10000㎡以下	530,000円																																																		
10000㎡を超え20000㎡以下	964,000円																																																		
20000㎡を超え30000㎡以下	1,315,000円																																																		
30000㎡を超える場合	1,591,000円																																																		
【変更認定申請手数料(評価書あり)】																																																			
(1戸建)	8,500円																																																		
(共同住宅)																																																			
延べ床面積																																																			
500㎡以下	66,000円																																																		
500㎡を超え1000㎡以下	106,000円																																																		
1000㎡を超え3000㎡以下	200,000円																																																		
3000㎡を超え5000㎡以下	344,000円																																																		
5000㎡を超え10000㎡以下	530,000円																																																		
10000㎡を超え20000㎡以下	964,000円																																																		
20000㎡を超え30000㎡以下	1,315,000円																																																		
30000㎡を超える場合	1,591,000円																																																		

条例名	改正の概要 (単位:円)	増減収額	施行	理由		
福岡県警察関係 手数料条例	運転免許等に関する手数料	△ 117,484	H27.4.1	改定 (政令の改正)		
	手 数 料 項 目	旧手数料額(円)	新手数料額(円)			
	運 転 免 許 試 験 手 数 料	大型自動車免許・中型自動車免許試験	4,600		4,400	
		普通免許試験	技能検査合格者		1,800	1,750
			指定教習所卒業生		1,800	1,750
			うっかり失効等		1,900	1,850
		特定第一種免許(大型特殊・大自二・普自二・牽引)・ 第二種免許(大型特殊二種・牽引二種)試験			3,050	2,950
		小特・原付免許	うっかり失効等		1,900	1,850
		大型第二種・中型第二種・普通第二種免許試験			4,600	4,550
		仮免許試験			3,000	2,850
	技 能 検 査 手 数 料	大型自動車・中型自動車	3,850		3,650	
		普通自動車	4,050		3,850	
	貸 車 料	試験(大型・中型)、技能検査(大型・中型)	3,100		3,000	
		試験(普通)、技能検査(普通)、再試験(普通)	850		900	
		試験(大二・中二・普二)	3,050		3,100	
	再 手 試 験 料	大型二輪・普通二輪	1,700		1,750	
		原付	1,000		1,050	
	再交付	第一・二種免許証	3,600		3,500	
	限定解除審査手数料		1,550		1,450	
	技能検定員資格者証交付手数料		1,200		1,100	
	技 員 審 査 料	大型・中型自動車免許	23,500		23,450	
		第二種免許	21,850		21,700	
	教習指導員資格者証交付手数料		1,200		1,100	
	教 審 査 手 指 導 員 料	大型・中型自動車免許	15,000		14,950	
		特定第一種運転免許	9,450		9,400	
		第二種免許	12,850		12,750	
	講 習 料	取消処分者	31,850		30,550	
		停 止 処 分 者	短期		13,200	12,600
			中期		22,000	21,000
			長期		26,400	25,200
		取 得 時	大型・中型		18,800	18,600
			大型二輪		12,450	12,300
			普通二輪		12,150	12,000
			応急救護処置(普一・大二輪・普二輪免許)		3,750	3,900
			応急救護処置(第二種免許)		7,500	7,800
		手 初 心 運 転 者	旅客車		18,900	18,600
	普通免許		14,700		14,350	
	大型二輪免許		19,250		18,900	
	普通二輪免許		18,200		17,850	
	更 新 時	原付免許	9,800		9,600	
		優良運転者	600		500	
一般運転者		950	800			
高 齢 者	違反運転者等	1,500	1,350			
	一 般	75歳未満講習	5,800	5,600		
		75歳以上講習	5,350	5,200		
	小型特殊免許のみ保有者	2,350	2,250			
違 反 者	社会参加活動体験コース	9,200	9,050			
	実車指導コース	13,350	13,200			
特 定 任 意	シ	75歳未満講習	5,800	5,600		
	ニ		5,350	5,200		
通知手数料(初心運転者講習・違反者講習)		850	900			
安全運転管理者等講習		4,200	4,500			
自転車運転者講習		5,700円	H27.6.1	新設		

2月議会決議済

(規則関係) 1件

(単位：千円)

規則名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施行	理由
福岡県道路占用料徴収条例施行規則	占用料の免除規定の改正 ・ 国の事業にかかる占用料の免除規定を削除 ・ PHS無線基地局について文言修正 ・ 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板に係る占用料の免除規定を削除 ・ 灰皿に係る占用料の免除規定を削除	0	H27.4.1	改定 (政令の改正)